

平成 29 年度早期退職者の募集について（募集実施要項）

平成 29 年 4 月 14 日
教 育 企 画 課
教 職 員 課

今般、組織の年齢別人員構成を適正化し、組織の活性化を図ることを目的として、次のとおり早期退職希望者の募集（富山県職員等退職手当支給条例（昭和 37 年富山県条例第 52 号）第 9 条の 3 第 1 項第 1 号）を行う。

1 募集の対象

平成 30 年 3 月 31 日現在で 45 歳以上の職員のうち、以下①から④に該当しないもの

- ①非常勤職員
- ②臨時的任用職員、法律により任期を定めて任用される職員
- ③平成 30 年 3 月 31 日の定年退職予定者
- ④募集開始日において懲戒処分を受けている者又は募集の期間内に懲戒処分を受けた者

2 募集の期間

平成 29 年 5 月 1 日（月）午前 10 時から平成 29 年 7 月 31 日（月）午後 5 時まで（必着）

3 退職すべき期日

平成 30 年 3 月 31 日（土）

ただし、特段の事由があると認められる場合には、この限りではありません。

※ 認定後に生じた事情により退職すべき期日に退職されると公務の能率的な運営の確保に著しい支障を及ぼすことになる場合には、その旨及びその理由を明示し、職員本人の同意を得た上で、最小限必要な範囲内で当該期日を延期することがあります。

4 応募の手続

① 応募をしようとする職員は、「応募申請書」（別紙様式 1）に必要事項を記入の上、所属長を経由して、募集の期間内に、富山県教育委員会教職員課（県教育委員会事務局職員にあっては教育企画課）に提出してください。

なお、県費負担教職員にあっては、市町村教育委員会及び教育事務所を経由して提出してください。

② 選定後、10 月末日までに認定又は不認定の通知書を交付します。

③ 応募申請書の提出後、応募を取り下げたい場合には、「応募取下げ申請書」（別紙様式 2）を提出すること。

5 退職手当の特例措置

勤続 20 年以上の職員に限り、退職手当について、定年と退職の日における年齢との差に相当する年数 1 年につき 3 % を割増し（退職時 59 歳に限り 2 % の割増し）

[退職時年齢別の割増率]

年齢	45 歳	46 歳	47 歳	48 歳	49 歳	50 歳	51 歳	52 歳
割増率	45%	42%	39%	36%	33%	30%	27%	24%

年齢	53 歳	54 歳	55 歳	56 歳	57 歳	58 歳	59 歳
割増率	21%	18%	15%	12%	9%	6%	2%

[参考：退職手当の計算方法]

退職手当 = 退職手当の基本額(a) + 退職手当の調整額(b)

(a)退職手当の基本額 = 退職時の給料の月額 × 支給率 × 割増率

※支給率については、退職日現在の支給率を適用

(b)退職手当の調整額 = 調整月額を高い方から 60 月分合計した額

※調整月額とは、在職期間を職の職制上の段階、職務の級等を考慮して月ごとに 10 の区分に分類し(下表参照)、区分に対応する額のことです。

勤続 20 年以上の本募集の対象者に限り割増し

区分	適用者		教育職 (1)・(2)	医療職 (2)	技能労務職	月額	勤続 10 年以上 24 年以下の自己都合
第 2 号	行 10 級相当	—	—	—	—	70,400 円	35,200 円
第 3 号	行 9 級相当	—	—	—	—	65,000 円	32,500 円
第 4 号	行 8 級相当	次長等	校長	—	—	59,550 円	29,775 円
第 5 号	行 7 級相当	室長等	校長	—	—	54,150 円	27,075 円
第 6 号	行 6 級相当	課長等	校長	—	—	43,350 円	21,675 円
第 7 号	行 5 級相当	補佐級	教頭 教諭 養護教諭等	副主幹	—	32,500 円	16,250 円
第 8 号	行 4 級相当	係長級	教諭 養護教諭等	主任	校務助手等	27,100 円	13,550 円
第 9 号	行 3 級相当	主任級	教諭 養護教諭等 実習助手等	主任	校務助手等	21,700 円	10,850 円
第 10 号	行 2 級以下相当		実習助手等	技師	校務助手等	—	—

6 事務担当

県立学校の教育職員（学校栄養職員除く）

教職員課 県立学校人事係 TEL076-444-3441

市町村立学校の教育職員

教職員課 小中学校人事係 TEL076-444-3440

学校事務職員、学校栄養職員(県立)、現業職員

教職員課 企画管理係 TEL076-444-3439

県教育委員会事務局の教育職員

教育企画課 管理広報係 TEL076-444-3430

なお、退職手当の制度内容については、教職員課企画管理係（給与担当）（TEL076-444-8610）まで、退職後の共済年金については、公立学校共済組合(保健体育課内)年金・医療係（TEL076-432-7176）まで、お問い合わせください。

様式第 3 号の 2 (第11条の 5 関係)

早期退職希望者の募集に係る応募申請書

(任命権者)
富山県教育委員会 殿

平成 2 9 年 月 日

応募申請者



私は、富山県職員等退職手当支給条例第 9 条の 3 第 3 項の規定により、この度の早期退職希望者の募集に応募をします。

1 応募をする早期退職希望者の募集について	
募集の期間	平成 2 9 年 5 月 1 日から平成 2 9 年 7 月 3 1 日まで
退職すべき期日又は期間	平成 3 0 年 3 月 3 1 日
備考	

(注)「募集の期間」及び「退職すべき期日又は期間」は、「募集実施要項」に記載されている期日・期間を記入すること。

2 応募申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
級号給	給料表〔	級	号給
生年月日	年 月 日	年齢	歳

(注) 平成 2 9 年 4 月 1 日現在で記入すること。

※任命権者記載欄

受理年月日	年 月 日	受理番号	
-------	-------	------	--

早期退職希望者の募集に係る応募取下げ申請書

(任命権者)

平成 2 9 年 月 日

富山県教育委員会 殿

取下げ申請者

㊞

私は、富山県職員等退職手当支給条例第 9 条の 3 第 3 項の規定により、早期退職希望者の募集に係る応募申請を取り下げます。

1 取下げ申請をする早期退職希望者の募集について			
募集の期間	平成 2 9 年 5 月 1 日から平成 2 9 年 7 月 3 1 日まで		
退職すべき期日 又は期間	平成 3 0 年 3 月 3 1 日		
2 取下げ申請者について			
ふりがな 氏名		所属	
		職名	
3 認定について			
認定通知書に記載され た認定年月日	年 月 日		
退職すべき期日又は期 間			

(注) 3 欄は、取下げ時点において認定を受けている場合に記入すること。また、このうち「退職すべき期日又は期間」欄には、取下げ時点において退職すべき期日が既に通知されている場合はその期日を、それ以外の場合は退職すべき期間を記入すること。

※任命権者記載欄

受理年月日	年 月 日
応募申請書の受理番号	